

飯田橋児童遊園の廃止と外濠公園の区域変更について

1. 廃止の理由

飯田橋児童遊園については、JR飯田橋駅西口の整備に伴う仮改札用地とするため、平成27年7月21日から供用を中止してきた。

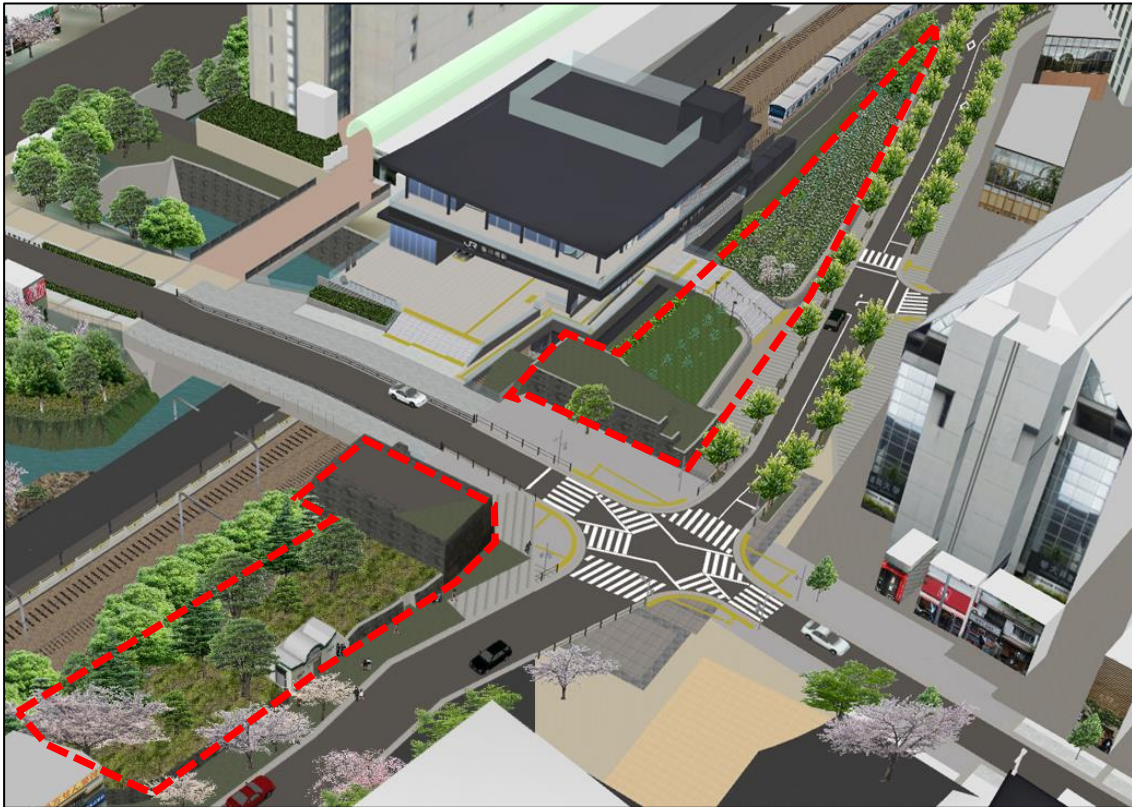
当該地が史跡に該当することから、「JR飯田橋駅の改良に伴う史跡の保存・管理検討委員会」を設置し、土塁の復元や遺構の保存を目的とした整備方針や整備案を定めた。

これを受けて、飯田橋児童遊園の敷地を児童遊園としてではなく、当該地及び当該地と外濠公園の間にある公有土地水面も含めて、外濠公園の一部として編入し、一体的に都市公園として管理することが必要であるため、飯田橋児童遊園を廃止することとなった。



外濠公園編入区域

3. 整備後のイメージ



外濠公園編入区域

4. 児童遊園廃止に伴う代替遊び場について

飯田橋児童遊園の廃止に伴い、外濠公園内において史跡に配慮しながら遊び場の整備を行う。(資料6-2参照)